



## 中央会の主な事業等活動予定（7月）

令和4年6月10日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
<b>■ 中小企業連携組織対策事業</b>			
7/3	日	<b>組合等新分野開拓支援事業</b> 対象：千葉学習塾協同組合	商業連携支援部
7/6	水	<b>連携組織活性化研究会</b> 対象：千葉県コンクリート製品協同組合	工業連携支援部
7/12	火	<b>組合等新分野開拓支援事業</b> 対象：野田工業団地協同組合 <b>組合事務局強化事業</b>	
7/22	金	<b>連携組織活性化研究会</b> 対象：千葉県塗装工業協同組合	経営支援部
7/25	月	<b>組合等新分野開拓支援事業</b> 対象：千葉県木材市場協同組合	工業連携支援部



### 制度改正等の課題解決環境整備事業

『専門家派遣』のお申込みを受付中です!!

**制度改正等の円滑な実施、デジタル対応、事業承継、事業再構築等について専門家に相談してみませんか？**

本事業は、労働法制、民法等の制度改正や、その他の制度改正の円滑な実施、事業再構築、事業承継、事業継続力強化、生産性向上、デジタル化、新型コロナウイルス感染拡大の影響等の諸課題を解決し組合や組合員企業等が適正な事業活動ができる環境を整備するための専門家派遣（無料）です。

～例えばこんなテーマ（案）で...～

- 組合・組合員のデジタル化対応について
- 会社を未来につなげる事業承継
- 働き方改革への対応について
- 組合・組合員にとってのSDGs対応
- 業界関連の法令・制度改正に伴う対応策



☞ 個別相談・講習会形式どちらでも対応できます。

組合や企業が抱える諸課題をお聞かせいただき、テーマをご提案することも可能です。まずは、お気軽にお問い合わせください。

◎お問合せは、経営支援部まで（TEL 043-306-3282）

**令和4年度  
スタート!**

### 事業環境変化対応型支援事業

『専門家派遣』のお申込みを受付中です!!

#### ご存知ですか？ インボイス制度

- インボイスのやり取りはいつから？
- インボイス＝「適格請求書」とは？
- 「登録番号」を申請するとどうなる？
- 登録番号は誰でも、もらえるの？
- インボイスがないとどうなるの？ etc..



☞ これらについて、ご準備されていますか？

～インボイス制度について専門家に相談してみませんか？～

組合や組合員が抱えている疑問点等に対して、プロの専門家が無料でご相談に応じますので、お気軽にお問い合わせください。

◎お問合せは、経営支援部まで（TEL 043-306-3282）

経営のヒント

民法改正について

第二回

令和二年四月の民法改正点のうち、前回は、消滅時効及び保証についてご説明しました。今回は、契約実務への影響が大きい法定利率、契約解除、契約不適合責任、定型約款及び危険負担に関する規定の変更点について解説します。

◎ 法定利率について

1 法定利率とは、利率について、当事者による約定がない場合に法律上の規定によって適用される利率です。金銭債務について、債務者が履行を遅滞したときに、損害を賠償するために支払われる遅延損害金も、別段の約定がない限り法定利率に基づいて遅滞した期間に比例する方法で計算されます。

2 改正前の法定利率について、民法では5%、会社取引等商行為に適用される利率は商法で6%と定められていましたが、民法改正によって、民事商事にかかわらず3%に統一されました。

従前の法定利率は、昨今の低金利の市中金利とかけ離れたものにな

なっていたことから改正されたものです。

3 なお、法定利率を市中の金利の変動に合わせて上下させる変動制が導入され、三年ごとに法定利率の見直しが行われることとされています。

◎ 契約の解除について

1 旧法では、債務者に帰責事由がない限り契約の解除が認められないこととされていました。改正法では契約解除の位置づけを見直し、責任への制裁ではなく当事者を契約の拘束から解放する手段として位置づけました。このため、契約で予定された義務が果たされない場合には、相手方に責任があるか否かを問わず、契約を解除することが可能になりました。

2 また、改正法では、相手方の義務違反が軽微なものであつて、既に履行されたものだけでも契約の目的を達することが可能な場合は、契約を解除できないという従来の判例理論が明文化されました。

3 以上のとおり、解除に関する要件は大きく変更されましたが、これはあくまで契約書上に規定がなくても認められる法定解除に関する要件であり、契約書上に規定

する約定解除条項については、任意に決定できます。したがって、法定解除の要件と比較しつつ自身に有利となるような要件の条項を設けることを検討すべきでしょう。

◎ 契約不適合責任について

1 中古車のような特定物の売買において、契約前からの欠陥が見つかった場合、旧法は、瑕疵（かし）担保責任という売主の責任を定めていました。瑕疵担保責任は、その商品に元から欠陥があつても、買主は売主に対して修理や代わりのものを請求できず、損害賠償と買主の契約解除しか認められませんでした。しかし、実務上では、このような場合、代替品を納品したり、代金減額を行ったりする現実的な対応を行っており、契約条項にこれらを含めているものが多かったことから、必ずしも取引の实情や当事者の意思と合致しないことが多いと指摘されています。

そこで改正民法では、瑕疵担保責任という制度を廃止し、契約不適合責任という制度を導入しました。

2 契約不適合責任とは、目的物が特定物か不特定物にかかわらず、納品された目的物に、その種類・品質・数量に関して、契約内容と異なる点があることが判明したときに、売主が負担する責任をいいます。

従前の売主損害賠償及び買主の契約解除に加え、目的物の修補・代替物の引渡し・不足分の引渡しなどの履行の追完請求、代金減額請求も明文で規定されました。

3 権利行使の期間制限  
売主が、種類・品質が契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合、買主はその不適合を知ったときから一年以内に不適合の事実を売主に通知しなければ、契約の不適合を理由として追完請求などの権利行使ができません。

なお、目的物の数量・権利が契約の内容に適合しない場合は、この期間制限は適用されません。

4 商法上の契約不適合責任  
商人間の売買については、商法で民法の特則が定められています。商人間の売買において、買主は、目的物を受け取った後、遅滞なく検査しなければなりません。そして、契約不適合を発見したときは直ちに売主に通知しなければ、契

約の不適合を理由として追完請求などの権利行使ができません。

約不適合責任を追及できません。ただし、検査で直ちに発見できないような種類・品質（数量は該当しない）の契約不適合については、引渡後六か月以内に発見して直ちに通知すれば責任追及ができます。

## 5 実務への影響

今後は「契約に不適合かどうか」ということがポイントとなるため、契約においては、どのような場合に目的物が契約内容に適合しないといえるか明確にするため、契約の目的条項や品質管理条項において契約の目的や目的物の仕様を明確かつ具体的に定めておくことがより重要と考えられます。

## ◎定型約款について

1 約款とは、電気の供給、運送、通信など大量の同種取引を迅速・効率的に行う等のため作成された定型的内容の取引条項のことです。約款による契約では、当事者が個別に合意をする場面は少ないため、当事者の合意がない限り契約の拘束力は生じないという民法の原則上、約款が契約内容になるかどうか争いになることもありま

なりました。

## 2 定型約款とは

改正民法は、ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものを定型取引と定義したうえで、定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体を定型約款と定義しています。

定型約款に該当するものの例としては、鉄道の旅客取引における運送約款、電気供給契約における電気供給約款、電子商取引での購入にかかる約款、インターネットサイトの利用取引における利用規約等が挙げられます。

なお、当事者間で「約款」として扱われているものであっても、定型約款の定義に該当しない場合には、民法の規定の適用はありません。

この場合、基本的には、民法の意思表示や契約に関する一般的な規定が適用されると考えられます。

## 3 定型約款の成立要件

定型約款を契約の内容とする旨

の合意があったときは、個別条項についての合意があったものとみなされることになりました。さらに、合意の認定は容易でないこともあり、定型約款準備者があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたときにも定型約款の個別の条項について合意があったものとみなされることになりました。

## ◎危険負担

1 危険負担とは、双務契約（二つの債務が対価関係にある契約）において、一方の債務が、債務者の責任なく履行できなくなった場合（特定物である商品が消滅した場合等）に、他方の債務（代金の支払い債務等）も、消滅するのかどうかという問題です。

## 2 債権者主義

このとき、消滅しなかった他方の債務（代金の支払い債務）は消滅しないという考え方を債権者主義といいます。消滅した債務（目的物の引渡し債務）の債権者が危険を負担するという意味です。この場合、買主は、商品を手取できないにもかかわらず、代金を支払わなければなりません。これに対して、消滅しなかった他方の債務

（代金の支払い債務）も消滅するという考え方を債務者主義といいます。消滅した債務（目的物の引渡し債務）の債務者が危険を負担するという意味です。この場合、買主も、代金を支払う必要はありません。

3 旧法は、債権者主義を採用していましたが、引渡し前に債権者が危険を負担しなければならぬという考え方に対しては、買主が、目的物の引き渡しを受けていない（＝現実的な支配下に入っていない）うちから、目的物の滅失という大きなリスクを負わされるのは不公平だという批判が多くありました。そのため、実務では、当事者間の合意により、引渡し時や代金の支払い時といった基準時点を定めて、その基準時以降、売主から買主に危険が移転すると定めて、民法とは異なる運用が行われていました。このような実務の取扱いをふまえて、今回の改正では、債権者主義を廃止するに至りました。

（弁護士 森岡 信夫）



テーマ 労働環境改善・人材確保

## ドローンによる外壁検査を組合の中核事業に

### 広島県外壁補修工事業協同組合

人間が手で行っていた検査の精度を、全てシステムに置き換えることは容易に実現できない。併用を前提に、「社会貢献を含む検査実績」と「技術的課題の解決」に取り組む。

#### 背景・目的

昭和60年代に、建造物補修工事の需要拡大とそれに伴う大手企業進出を予想した中小の外壁補修工事関係者によって設立。世の中が、行政等の厳しい財政状況やSDGsの広がりもあり建造物補修市場の拡大に動く一方で、業界は予想外の人材不足が発生。労働集約型の産業で、人的資源の限られている中小企業者にとって死活問題となった。

当組合理事長がこの課題に向き合い、労働環境を変革する事業として、ドローンによる外壁検査に取り組むことを決定した。

#### 取組みの手法と内容

事業検討当時、建築分野ではドローンによる検査事例がほとんどなく、全てが手探りの状態での開始となった。「航空法等ドローン操作関連」「導入ソフト等IT関連」「資金調達関連」「新しい検査方法の確立関連」など課題が山積みしており、その大半が未知の分野である。

こうした先の見通せない中で事業が推進できたのは、理事長のリーダーシップと行動力に依るところが大きい。リスクを承知した上で必要性を説き、若手も巻き込みながら組合の体制を整えた。また、内部に人材のいない分野については外部組織と協力体制を構築した。こうした組合牽引は理事長に負担を強いるが、自社の事業承継を推進する点とで両立させた。広島県中央会も専門家派遣や助成金申請など、多方面にわたり継続支援を実施したが、方針を決定付けるものではない。

現在も理事長は、「実績」と「ノウハウ構築」のための「市場開拓」について、中心的役割を担っている。

行政関係を中心に様々な建築物に対して無料で検査を実施し、組合の知名度を高めている。また社会貢献として、広島県職業能力開発協会からドローンによる小学生の「ものづくり体験教室」開催依頼や、被災した家屋の屋根にブルーシートを張るボランティアグループ「一般社団法人災害復旧職人派遣協会」から被災者支援のための協定依頼を受託している。

#### 成果とその要因

理事長の掲げる目標に向かって、前進を始めた段階である。現時点では社会貢献を前面に出し、知名度とドローンによる外壁検査の技術向上を行っている。理事長のリーダーシップと情報の全体共有により、リスク以上に可能性が組合員に支持され、足りない知識を外部

に求める姿勢が推進に力を与えている。



ドローンによる外壁検査



ものづくり体験教室

#### 広島県外壁補修工事業協同組合

住所：〒730-0013

広島県広島市中区八丁堀1-12  
マスキ八丁堀ビル4階

設立：昭和63年7月

出資金：2,130千円

業種：建築工事業、防水工事業、塗装工事業等

URL：http://www.gaiho.jp/

組合員：14人

## 組合Q&A

### 延滞している賦課金の会計処理について

**〔Q〕** 延滞している賦課金は会計上どのように処理すべきか？

**〔A〕** 納期の到来した賦課金の未収額は、その都度あるいは少なくとも決算期末には未収賦課金として計上し債権の所在を明確にしなくてはなりません。総会決議により確定している債権ですから、税務上も計上の必要があります。その後その未収計上額が回収不能に陥れば貸倒損失の処理を行います。また、回収不能に陥る前に諸般の事情を勘案して賦課金支払いを免除するのであれば、理事会等の決議を経て支払免除通知を発行して免除を行います。

### 交際費と寄付金の区別について

**〔Q〕** 交際費と寄付金を区別するポイントは何？

**〔A〕** (1) 交際費とは得意先や仕入れ先その他事業に係る関係のある者(間接の利害関係者及び組合の役員、組合員を含む)に対する接待、供応、贈答などの行為のために支出する費用です。

(2) 寄付金とは、金銭、物品その他経済的利益の贈与又は無償の提供です。

※判断のポイントは、①支出先が組合事業関係者であるか否か、②有形無形の反対給付を期待するか否かにあります。また、組合役員や組合員に対する支出には、福利厚生事業や福利厚生費として処理すべきものであるのにさらに注意が必要です。

※なお、交際費、寄付金は組合の会計上は全て等しく経費として処理されますが、法人税の計算上はその一部または全部が損金にならないので重ねて注意が必要です。

### 事務機器をリース契約した際の経理処理について

**〔Q〕** 事務機器をリース契約により導入したが、どのように経理しますか？

**〔A〕** ①原則方法…リース契約といえども実質は割賦購入と変わるところがなく、支払総額を固定資産の一項目として「リース資産」に計上し、同額を負債の一項目として「リース債務」に計上します。毎月支払うリース料は「リース債務」の減少として記帳し、期末

には「リース期間定額法」により減価償却を実施して「リース資産」の簿価を減じていきます。

②例外法…毎月のリース料支払額を「リース料」として経費処理する簡便な方法も、中小企業には認められます。

◎令和3年度組合決算講習会資料より転載

## 組合士問題にチャレンジ

次に掲げた各文章について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を付けてください。

1. 一般に商工組合を網羅的組合といいますが、事業協同組合は同士の組合というが、事業協同組合においても実質的に網羅型組合として組織されている組合も存在する。
2. 事業協同組合は、組合員に対する直接奉仕の原則により運営されるべきである。
3. 企業組合は勤労者や主婦なども組合員として加入できるが、必ず1人以上は事業者が加入しなければならぬ。
4. 非出資の商工組合は共同購買事業などの経済的事業を行うことができる。

5. 組合員数1,000人を超える共済事業を行う組合が、共済事業以外の事業を合わせて行うことは原則禁止されている。
6. 事業協同組合への加入は自由との原則であるが、その者の加入により組合運営に支障を来すことが予想されるなどの正当な理由がある場合には、加入を拒否することができる。
7. 組合が代表理事を複数置くことは認められていない。
8. 組合の理事が任期途中で辞任、死亡した場合、理事定数の範囲の欠員であれば、次の役員改選まで補充する必要はない。
9. 決算関係書類は通常総会に出し、承認を受けた後、総会の終了の日から2週間以内に行政庁に提出しなければならない。
10. 総勘定元帳、現金出納帳など、組合の会計勘定の記録および整理に関する重要な書類は永久に保存しなければならない。

解答：1. ○、2. ×、3. ×、4. ○、5. ○、6. ○、7. ×、8. ×、9. ○、10. ×

◎平成27年度中小企業組合検定試験(組合制度) 第3問より転載

情報連絡員報告を中心とした

# 県内の中小企業動向

令和4年5月期

情報連絡員50名 回答数50名

## 全体概要 【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。  
 (「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

### 前月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は5から4に減少。「減少した」業種は7から10に増加。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は7から8に増加。「減少した」業種は14から11に減少。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は3のまま変化なし。「悪化した」業種は8から13に増加。

### 前年同月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は8から3に減少。「減少した」業種は6から9に増加。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は8から11に増加。「減少した」業種は13から12に減少。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は3から6に増加。「悪化した」業種は12から17に増加。

### 製造業

#### 【しょう油・食用アミノ酸製造】**【県内全域】**

値上げ交渉はほぼ順調に妥結している。しかしながら、一部の飲食関係の店で厳しい状況が続いている。また、値上げ交渉が最大の問題点である認識で全社が取組んでいる。

#### 【パン・菓子製造】**【県内全域】**

原材料、包材の値上げは相変わらずであるが、組合員よりお赤飯のささげ(お赤飯に使用する豆で煮崩れしにくい。)が全く手に入らない。どこか紹介してほしいと問い合わせがあるが、天候不順等により無理であるため、あずきを使用してお赤飯を作っている。

#### 【酒類製造】**【県内全域】**

前月比及び前年同月比がともに増加(4月分)。また、6月17、18日に全国日本酒フェアが日本酒造組合中央会主催により、東京国際フォーラムにおいてリアル開催される。(3年ぶり)

#### 【繊維工業】**【県内全域】**

原油高騰によると思うが、主資材の値上りが昨年11月に続き、今年6月にも値上りした。今後、ますます厳しい状況になると予想される。

### 製材

#### 【木更津】

ロシア船の入港はなくなり、在庫はゼロとなった。代替樹種の入荷は無い。また、米材船の入荷は無い。

#### 【印刷・同関連業印刷】**【県内全域】**

材料の値上げの文章が出回る現在、時期を見て廃業する会社もあるとの噂もある。

#### 【電気鍍金】**【県内全域】**

直接加工部品ではなく、他の部品の生産・供給不足により、生産調整が行われ、生産加工数減少の影響が出始めた。

#### 【鉄工】**【千葉】**

#### 【千葉】

光熱費、各種材料費の高騰により仕入価格が上昇し、収益状況が悪化している。また、海外からの材料部品の調達自体が困難を極めており、製品化の時期が見通せず、経営環境は極めて厳しい。

#### 【機械部品製造】**【野田】**

#### 【野田】

2か月続けて前年同月比、前月比で売上がマイナス。中国上海のコロナによるロックダウンで材料や部品の入荷が遅れ、生産に大きな影響が出始めた。更にロシアのウクライナ侵攻により、材料高、原油高、円安等、景況に良い材料が無い。また、今の所大きな動き

はないが、生産量のマイナスは今後の業績に大きな影響が出そう。

### 【機械部品製造】

原材料、資材、電気料金等、製造に関する全てのコストが値上がり、とても厳しい状況である。

### 【機械部品製造】

半導体及び自動車関連ともに上海ロックダウン影響が大きく、受注減に作用し、顧客のラインが停止した。

### 非製造業

### 【総合卸売】

【千葉県・東京都】

新型コロナ影響が落ち着いてきたなかで、ロシアのウクライナ侵攻問題が発生した影響で、仕入価格や、物流費が上昇しており、改めて急激に景況感が悪化している。また、原油価格の上昇による仕入価格の上昇を販売価格に完全に転嫁できない状況となっており、取引条件が合わない取引先とは取引解消となる場合も出てきている。7月頃には仕入先から再値上げの要請がある見込みであるが、対応に非常に苦慮している。

### 【医薬品卸売】

【県内全域】

薬価改定（薬価ベース6.69%ダウン）の影響で4月の購入量は増加し、その反動で5月の

売上に影響したが、4・5月累計を見ると、前年より回復傾向を示す売上となっている。

### 【リサイクル卸】

【県内全域】

取扱高が減少しているため、単価は上昇しているものの売上増にならない。燃料費の上昇が収益を圧迫している。

### 【食肉卸売】

【成田市他】

エネルギーコストが上昇しているが豚肉相場も上昇しており、諸経費をカバーして利益を確保。

### 【乾物卸売】

【県内全域】

5月に入り、ゴールデンウィークで観光地等に人は多かつたみたいであるが、財布の紐は緩んでいないように感じられた。また、業界内で、景気の良い話は聞かれない。特に、コンビニ等のおにぎり需要は減少傾向にある。

### 【電機機器小売】

【県内全域】

家電店はコロナの影響は比較的に少ないようである。家事家電の買い替えが進んでいるのが助けになっている。組合活動はコロナで低調である。また、ウクライナの影響で製品の入荷全般にわたり低調。半導体の影響も大である。

### 【青果小売】

【千葉市】

夏果物が始まり、売価が上昇し

ているため、販売数量は伸びていないが、売上はやや上がったようである。経費が増えているため、収益は今一つであった。

### 【中古車・仕入販売】

【県内全域】

昨年は、2020年度の反動で出品台数が一時的に回復したタイミングにあたり、前年対比では落ち込んだ。中国のロックダウンの影響がまだしばらく続きそうだが、新車納車遅れから来る下取車不足が続くそうなる状況。また、中古車相場高騰がしばらく続き、小売組合員にとっては仕入に苦労する状況。

### 【小売】

【東金】

コロナの影響が、まだまだ続いている。客足が戻らない。消費行動がまだ回復しない。小売はなかなか結果を出すには時間がかかりそうなる状況にある。

### 【商店街】

【千葉市】

売上額は、対前月比104.3%、対年同月比114.4%と増加しているが、販売価格も上昇しており、今後の見通しは不透明である。当商店街は他業種の店舗が張り付いているが、飲食店では、原材料の高騰による価格の上昇が見受けられる。

### 【自動車一般整備】

【県内全域】

半導体不足の影響は依然として解消されず、自動車整備・検査機器類等、大幅な納期遅れが発生している。また、ギヤオイルの供給不足や様々な整備用品の値上げ等、他の業界と同様に厳しい状況が続いている。

### 【一般廃棄物処理】

【千葉】

前月及び前年同月と比べ、良い結果となった。しかし、このまま景況が良くなる要因が見つからないため、一過性のものであると考えられる。

### 【学習塾】

【県内全域】

組合員数は93塾。近年にない悪い数値である。廃業に至る理由に2種類ある。経営状態が悪くはないケースと経営状態は悪くないのに経営者の高齢化で後継者がいない等である。

### 【ソフトウエア】

【県内全域】

業種、業態によっては、一部好調の企業もあるが、全体としては大きく変わらない。円安の影響も仕入を海外に頼っているところは大きくマイナスに働くが、取引先が輸出企業である場合はプラスになっている。

## 事業環境変化対応型支援事業に係る講習会開催

本会は6月3日、千葉市内において「事業環境変化対応型支援事業」に係る講習会を開催した。

令和5年10月から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス（適格請求書）制度が導入され、インボイスの発行には、登録申請手続きが必要となります。

本講習会では、渡邊一成税理士事務所（渡邊一成所長）による講演が行われた。講習会の内容について、前半は、インボイス制度を理解する上で、消費税の基礎部分を後半は、インボイス制度の概要について説明を行った。



## 専門委員会開催

本会は6月17日千葉市内において、専門委員会（委員長 中村秀朗）を開催した。

本委員会は会長の諮問機関として中小企業に対する適切な振興対策を確立し、本会運営の円滑化を図るために設置されているもので、国への要望事項として、この秋に長崎県で開催される、「第74回中小企業団体全国大会への要望事項」、「千葉県への要望事項」等を議題に審議した。

要望事項は中小企業振興対策の一層の充実強化を求めるもので、総合、組織、金融、工業、商業、サービス業、官公需、税制、労働、エネルギー、環境と多岐にわたっている。

なお、当日の審議結果は事務局でさらに整理・検討を加えた後、会長に答申し、国及び県に対して要望することとなった。

### 「食と健康ワンポイント」

#### 備えあれば憂いなし

大震災は一瞬にして家族、友人、家など全てのものを奪ってしまいます。大正12年9月1日に南関東を中心に多大な被害をもたらした関東大震災の日が「防災の日」となりました。今日、直下型地震が

来る確率が高いといわれ、各自治体で震災を想定した訓練が行われています。この機会に自らの災害の備えを考えてみましょう。

#### 非常災害に備えた食料と水

衣・食・住の中でも「食」は生きるための基本となるものです。お年寄りや病弱者は食料を、赤ちゃんがいたらミルクやベビーフードを、食物アレルギーがあれば、アレルギー用食品を用意するなど、自分や家族の状況に合わせて3日分程度の備えをしましょう。

水は1人1日3リットルを目安に、市販のミネラルウォーターやお茶、ウーロン茶などのペットボトルを用意しましょう。ミネラルウォーターは、長期の保存が可能な物を選びましょう。食料は普段の食事に利用できるおいしいものを中心にそろえ、賞味期限内に食べて、新しい物を購入して補充しましょう。

#### 非常時に適した食品

食料は、電気、ガス、水道も使えない場合も想定して選びましょう。また、栄養のバランスを良くするため、主食、主菜、副菜、調味料、嗜好品などをそろえましょう。

う。

主食 Ⅱ レトルトごはん、アルファ米、乾パン、パン缶詰、餅、クラッカー、カップめん、冷凍めんなど

主菜 Ⅱ 魚・肉類缶詰、レトルト肉料理など

副菜 Ⅱ 野菜料理、ポテトサラダ缶詰、乾燥野菜、インスタント味噌汁・スープ、常温で保存できる野菜や果物類、冷凍食品など

調味料 Ⅱ 調味料パック（みそ、塩、ソース、マヨネーズなど）、めんつゆ

嗜好品 Ⅱ 飴、チョコレート、果物缶詰、野菜ジュース、ティパックなど

カセットコンロ、ガスボンベなども用意しましょう。

自分の住む市町村の防災マニュアルなどで、避難場所や避難所を確認しておきましょう。また、家具類の固定や高いところにある置かないなど減災への備えをしましょう。

公益社団法人 千葉県栄養士会

参与 長谷川 克己

## 第74回中小企業団体全国大会 (長崎大会)の開催について

先般、6月6日付の文書にてご案内のとおり、本年度の全国大会は、来る11月10日(木)、長崎県長崎市にて開催されます。

本大会は、全国の中小企業団体の代表者等が一堂に会し、自らの決意を内外に表明するとともに、国等に対して中小企業振興施策の整備拡充を訴え、組合組織を基盤とした中小企業の安定的発展と豊かな社会の実現を期すものであります。

つきましては、本大会を有意義なものにするため、是非多数ご参加くださいますよう、あらためましてご案内申し上げます。

なお、今回の行程は、昨年復旧した熊本城天守閣や世界遺産の構成資産である旧グラバー住宅などの洋風建築があるグラバー園などの観光を予定しています。

※現時点では、開催予定ですが、新型コロナウイルスの感染状況により、規模縮小や中止・延期する可能性がございますので予めご了承ください。その場合は随時連絡いたします。

### I. 大会の概要

- |         |  |
|---------|--|
| (1) 日 時 | 令和4年11月10日(木) 14時～16時30分   |
| (2) 場 所 | 出島メッセ長崎 長崎県長崎市尾上町4-1 ☎095-801-0530   |
| (3) 日 程 | 下記のとおり   |
| (4) 参加費 | 1人あたり A: 2泊3日(全行程) : 126,000円<br>B: 1泊2日(11/9～11/10の大会まで) : 72,600円<br>C: 1泊2日(11/10の大会から11/11まで) : 75,000円<br>D: 大会のみ: 6,000円(大会参加のみ) |

### II. 全国大会日程表

#### 1日目 11月9日(水)

(ANA643便) (貸し切りバス) (昼食) (徒歩) (貸し切りバス)  
 羽田空港……………熊本空港……………和食・郷土料理 花雅……………熊本城公園……………  
 [9:45発] ✈ [11:40頃着][12:00発] 🚌 [12:45～13:45] 🚶 [13:55～15:25] 🚌  
 (貸し切りバス) (宿泊先) (貸し切りバス) (夕食) (貸し切りバス)  
 ……水前寺成趣園……………三井ガーデンホテル熊本……………活魚・鮨・郷土料理 とらや……………ホテル  
 [15:40～16:20] 🚌 [16:35～17:45] 🚌 [18:00～20:00] 🚌 [20:15]

#### 2日目 11月10日(木)

(貸し切りバス) (フェリー) (貸し切りバス) (昼食) (貸し切りバス)  
 ホテル……………熊本港……………島原港……………吉宗本店……………全国大会(出島メッセ長崎) ……  
 [8:30発] 🚌 [9:00～9:25] 🚢 [9:55～10:05] 🚌 [11:50～12:50] 🚌 [13:00～16:30]  
 (貸し切りバス) (宿泊) (貸し切りバス) (夕食) (貸し切りバス)  
 ……THE GLOBAL VIEW長崎……………長崎 中国料理館 会楽園……………ホテル  
 🚌 [16:35～17:50] 🚌 [18:00～20:00] 🚌 [20:10]

#### 3日目 11月11日(金)

(貸し切りバス) (徒歩) (貸し切りバス) (徒歩)  
 ホテル……………平和公園……………長崎原爆資料館……………国宝大浦天主堂……………グラバー園……………  
 [8:15発] 🚌 [8:20～8:40] 🚶 [8:55～9:25] 🚌 [9:40～10:05] 🚶 [10:10～11:10]  
 (貸し切りバス) (昼食) (貸し切りバス) (ANA666便)  
 ……銀鍋……………長崎空港……………羽田空港  
 🚌 [11:15～12:05] 🚌 [12:55着][13:35発] ✈ [15:15頃着]

### III. お申込み・お問合せ

- 経営支援部 : 担当 堀江 ☎ : 043-306-3282 (経営支援部直通)  
 工業連携支援部 : 担当 野ヶ峯 ☎ : 043-306-2427 (工業連携支援部直通)  
 ファックス(共通) : 043-227-0566